

子ども手当について

平成 22 年 1 月 18 日(月)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
育成環境課 児童手当管理室

子ども手当について

○ 内容については、今後の検討によって、変更がありうるものです。

目次

資料 1	子ども手当の創設について	1
資料 2	子ども手当の創設（平成 22 年度予算案）	3
資料 3	子ども手当関係歳入歳出予算の科目について（イメージ）	5
資料 4	子ども手当交付金の算定について	6
資料 5	子ども手当に係る費用負担について	7
資料 6	子ども手当市町村事務取扱交付金等について	8
資料 7	子ども手当の円滑な実施（システム経費）	9
資料 8	子ども手当の支給に係る事務処理について	11
資料 9	子ども手当に係るスケジュール例（イメージ）	14
資料 10	子ども手当に係る Q&A (Vol. 1)	16

子ども手当の創設について

子ども手当については、「平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて」（平成21年12月23日4大臣合意）に基づき、平成22年度政府予算案に所要額を計上しており、平成22年度分の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出することとしている。

1. 概要

次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、一人につき月額13,000円を支給する。

- ・所得制限は設けない。
- ・支給事務の主体は市区町村（公務員については所属庁）。
- ・支払月は6月、10月、2月。
- ・子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。（公務員については、全額を所属庁から支給）

※児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資として実施。

※子ども手当を市町村に寄附できる仕組みを検討中。

2. 平成22年度予算案

〈給付費〉:2兆2,554億円(10か月分)(国庫負担金:1兆4556億円)

〈事務費〉:166億円

※子ども手当の実施にあたって地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、別途、「子ども手当及び児童手当地方特例交付金(仮称)」(2,337億円)を措置。

※子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費(123億円)を平成21年度第二次補正予算案に計上。

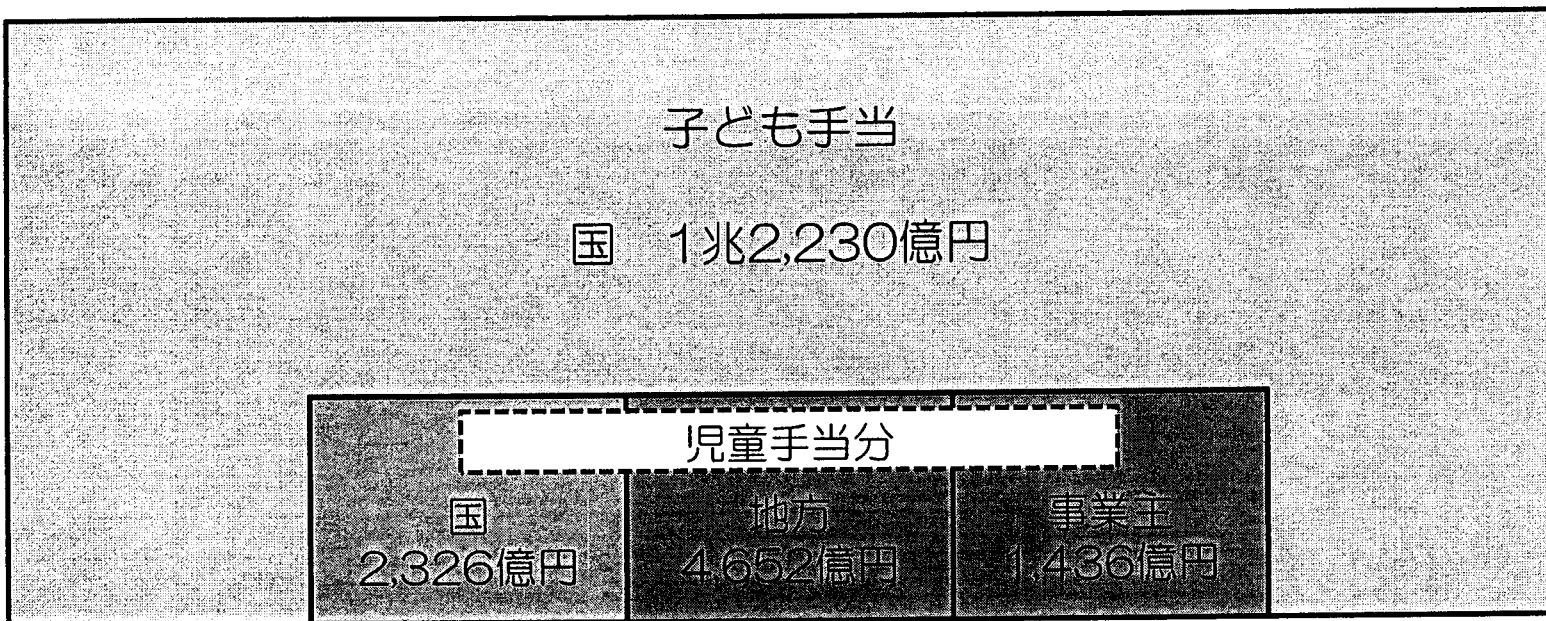
3. 法案

平成22年度分の子ども手当の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出予定(施行日は平成22年4月1日)。

※平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出。

子ども手当の創設（平成22年度予算案）

- 子ども手当の創設（国庫負担金） 1兆4,722億円
 - （うち、給付費：1兆4,556億円（10か月分を計上）
事務費：166億円（市町村分164億円））



- ※1 上記とは別に、公務員については所属庁から支給する。
（国家公務員分：425億円、地方公務員分：1,486億円）
- ※2 地方公務員に係る額の引上げ等に伴い、地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、別途、「子ども手当及び児童手当地方特例交付金(仮称)」(2,337億円)を措置。
- ※3 子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費（123億円）を平成21年度二次補正予算案に前倒し計上。

年金特別会計児童手当勘定の主な歳出 (平成22年度予算案)

(単位:百万円)

事 項	平成22年度 予 算 案	備 考
子ども手当交付金	1,599,209	・10か月分 ・支給対象児童1,588万人(公務員除く。)
児童手当交付金	70,675	・2か月分
児童育成事業費	76,409	
子ども手当事務取扱交付金(市町村分)	16,448	経常経費9,761、初度経費6,687
子ども手当調整事務費補助金(都道府県分)	39	初度経費39
		※子ども手当事務取扱交付金及び子ども手当調整事務費補助金については、子ども手当の創設及び支給対象者の増分に係る支給に要する事務費(児童手当分を除く)が対象。

子ども手当関係歳入歳出予算の科目について（イメージ）

○市町村における子ども手当歳入歳出予算科目例

	事 項	款	項	目	節	説 明	
歳 入	子ども手当 〔 国庫支出金分 〕	国庫支出金	国庫負担金	民生費国庫負担金	子ども手当国庫負担金		
	子ども手当 〔 都道府県負担金分 〕	都（道府県）支出金	都（道府県）負担金	民生費都（道府県）負担金	子ども手当都（道府県）負担金		
	子ども手当事務費交付金 〔 国庫支出金分 〕	国庫支出金	委 託 金	民生費委託金	児童福祉費委託金		
歳 出	子ども手当 （ 職員分 ）	〔 それぞれの費目に計上 〕	（ 同 左 ）	（ 同 左 ）	職員手当等	子ども手当	
	子ども手当 〔 市町村受給者分 〕		民 生 費	児 童 福 祉 費	児 童 措 置 費	扶 助 費	子ども手当費
	子ども手当事務の執行に要する経費		民 生 費	児 童 福 祉 費	児童福祉総務費	〔 歳出予算に係る節の区分によること 〕	子ども手当事務費

○都道府県における子ども手当歳出予算科目例

	事 項	款	項	目	節	説 明
歳 出	子ども手当 （ 職員分 ）	〔 それぞれの費目に計上 〕	（ 同 左 ）	（ 同 左 ）	職員手当等	子ども手当
	子ども手当 〔 市町村に対する負担分 〕		民 生 費	児 童 福 祉 費	児 童 措 置 費	負担金、補助及び交付金

※ 現在、関係部局と調整中のため、変更がありうる。

子ども手当交付金の算定について（検討中）

市町村における子ども手当（1万3千円）の給付費に占める国、都道府県、市町村のそれぞれの費用負担の割合を計算すると下表のとおりであり、国庫負担金（子ども手当交付金）は、次により算定することを予定。

国庫負担金（子ども手当交付金）＝各々の支払対象児童数×月額（1万3千円）×支払月数（10か月）×費用負担の割合

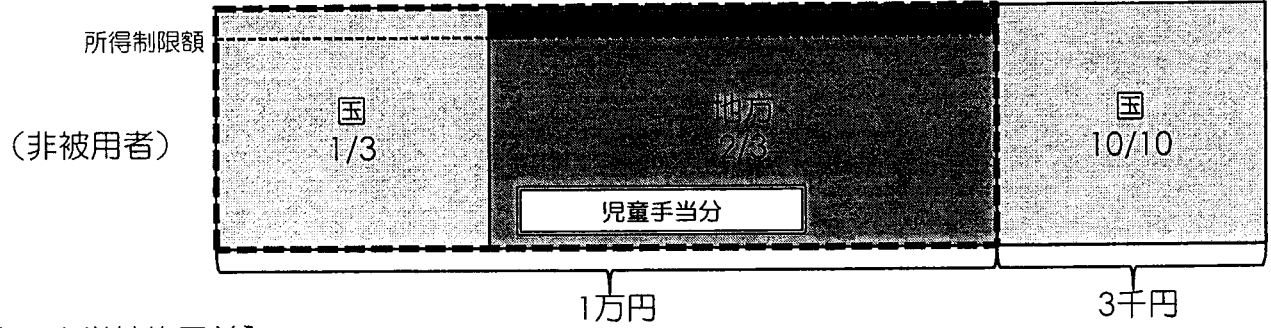
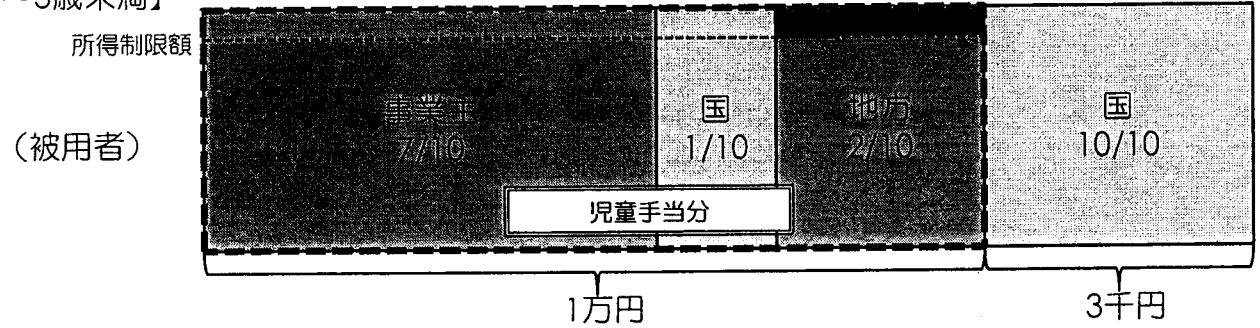
支給対象児童		国	都道府県	市町村
0歳～3歳未満	被用者	11/13	1/13	1/13
	非被用者	19/39	10/39	10/39
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	29/39	5/39	5/39
	第3子以降	19/39	10/39	10/39
中学生		10/10	-	-

※上記の負担割合は、子ども手当の額（1万3千円）に占める負担割合を示したものであり、国の負担割合には、児童手当分とそれ以外の子ども手当分の負担が含まれる。

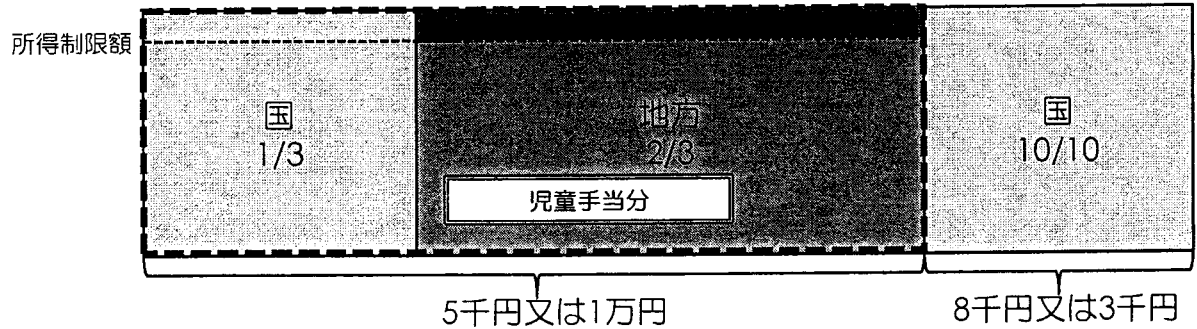
※所得制限の撤廃に伴い、特例給付の対象者及び所得制限超の者については、児童手当（小学校修了前特例給付）と同様の費用負担の割合を適用することを予定。

平成22年度における子ども手当に係る費用負担について（予定）

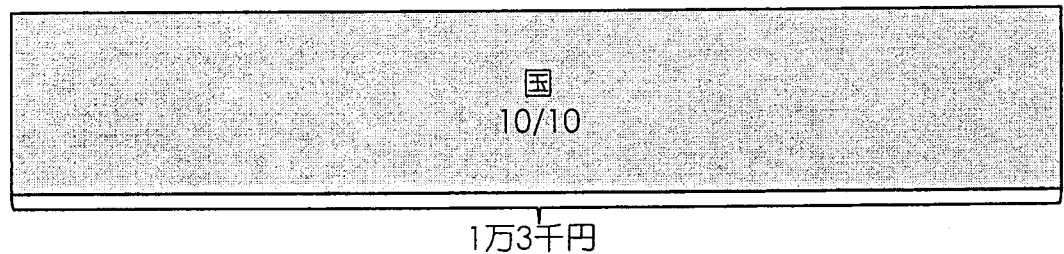
【0歳～3歳未満】



【3歳～小学校修了前】



【中学生】



所得制限を設けないため、特例給付や所得制限超に係る者については、児童手当（又は小学校修了前特例給付）の費用負担割合を適用。

これに伴う地方負担の増（左記の ■ 部分）については、地方公共団体の実質的な負担とならないよう、別途、新たに地方特例交付金により措置。

（地方特例交付金については、上記のほか、地方公務員分の増分等を含め、2,337億円。）

子ども手当市町村事務取扱交付金等について（検討中）

1. 子ども手当市町村事務取扱交付金（市町村分）の交付の考え方（案）

(1) 経常経費分（22年度予算案 9,761 百万円）

- ・子ども手当による受給者の増分に係る経常経費

交付申請額＝基準単価 2,989 円（案）×（平成 22 年度子ども手当受給者見込数－平成 21 年度児童手当受給者見込数）

<経常経費の対象経費（案）>

対象経費の費目	費目の内容
(人件費) 給料 職員手当等	一般職給 扶養手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、調整手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、住居手当、その他条例に基づく手当、子ども手当
共済費	地方公務員共済組合に対する負担金、地方公務員災害補償基金に対する負担金、退職手当組合負担金
災害補償費 (物件費) 賃金 旅費 需用費 役務費 委託費 備品購入費	賃金職員に対し支払う賃金、賃金に係る社会保険料、児童手当拠出金 会議費、消耗品費、印刷製本費等 通信運搬費、広告料等 事務の委託（電子計算機使用料）に必要な費用 庁用器具費

※児童手当分に係る経費を除く

(2) 初度経費分（22年度予算案 6,687 百万円）

- ・子ども手当の創設に伴い必要となる広報や印刷等の初度経費で、市町村が必要と認める額

※交付申請に基づき、予算の範囲内で交付

<初度経費の対象経費（案）>

対象経費の費目	費目の内容
時間外勤務手当 賃金 旅費 需用費 役務費 備品購入費	時間外勤務手当 賃金職員に対し支払う賃金、賃金に係る社会保険料、児童手当拠出金 会議費、消耗品費、印刷製本費等 通信運搬費、広告料等 庁用器具費

2. 子ども手当都道府県事務費補助金（都道府県分）の交付の考え方（案）

(22年度予算案 39 百万円)

子ども手当制度の創設に伴い必要となる広報や会議等の初度経費で、都道府県が必要と認める額（対象経費については市町村分の初度経費と同様）

※交付申請額に基づき、予算の範囲内で交付

*詳細については、別途通知予定。